

事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、処理の方法が異なりますので、注意しましょう。
事業系一般廃棄物を処理する方法は、次の2通りです。

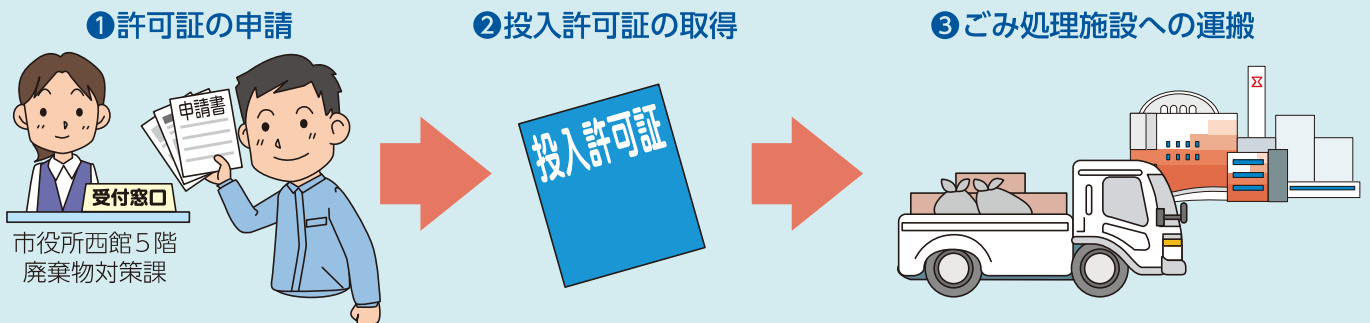
1) 市の廃棄物処理施設へ自己搬入する方法

事前に投入許可証を取得すれば市の廃棄物処理施設に搬入することができます。投入する際には、ごみの種類や量に応じて手数料が必要です。投入許可証を申請される場合は、市役所廃棄物対策課又は資源化センター事務所へお越しください。(P9～10参照)

【処理できる廃棄物の分類・種類・処理手数料】

施設	資源化センター		バイオマス 利活用センター
	事業系一般廃棄物	産業廃棄物	事業系一般廃棄物
処理できる 廃棄物の種類	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、 その他の一般廃棄物(鳥のフン、髪の毛など)	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ	動植物性残さ
処理手数料	150円/10kg	240円/10kg	50円/10kg

【投入許可証の取得から廃棄物の投入まで】



2) 一般廃棄物収集運搬業者に処理(収集運搬)を委託する方法

自己搬入できない場合は、下記の民間許可業者に処理(収集運搬)を依頼してください。

許可業者名	所在地	電話
(株)トヨジン	豊橋市石巻本町字高嶋53の1	88-0534
(株)明輝クリーナー	豊橋市若松町字中山101の34	25-1026
(有)マルイ紙業	豊橋市神野新田町字タノ割38の3	32-3255
中日金属工業(株)	豊橋市岩屋町字岩屋下88の1	61-9232
豊橋市栄産業(有)	豊橋市三弥町字元屋敷54の1	41-7300
協栄産業(株)	豊橋市大岩町字北山6の911	43-1153
成和环境(株)	豊橋市東幸町字東明5	63-5131
(有)東海化学工業所	豊橋市神野新田町字口ノ割43の1	31-8989
サンエイ(株)	豊橋市若松町字若松948	29-3890